

気になる相談（令和6年7月）
消費生活センター等をかたるニセの電話やハガキにご注意！

消費生活センター等の行政機関を名乗り、「個人情報漏れている」などと電話がかかってきたという相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。また、公的な相談窓口に関連した名称をかたる差出人から、『消費者問題確認通知書』等と書かれたハガキが届いたという相談も寄せられています。

【相談事例】

- 消費生活相談窓口の職員を名乗る者から「あなたの個人情報が漏洩していることを確認した。こちらから削除依頼をすることができる」と電話がかかってきたので、削除をお願いした。あつから電話がかかってくることになっているが、本当に相談窓口ではこのようなお知らせをしているのか。
- 公的な相談窓口のような名称の機関から「紛争問題確認通知」という題名のハガキが届いたがどうすればよいか。

【注意点】

- 消費生活センター等が、「個人情報を削除してあげる」という電話をすることは絶対にありません。また、「消費者問題確認通知」「紛争問題確認通知」のようなハガキを消費者に送付することは絶対にありません。

【対処法】

- 不審な電話やハガキを受け取つても、対応せず無視してください。
- 不安を感じた場合には、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター (TEL:089-925-3700)